

特定非営利活動法人アジアリンクネットワーク 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アジアリンクネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

(目 的)

第3条

本法人は、日本での就労を目指す外国人に対し、日本語教育、職業基礎教育、日本文化及び生活習慣に関する教育支援を行うとともに、日本人との交流機会の創出を通じて、外国人が安心して日本社会に適応し、自立した就労と生活を実現できる環境を整備することを目的とする。また、これらの活動を通じて、多文化共生社会の実現及び国際相互理解の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 外国人に対する日本語教育支援事業
- (2) 外国人のキャリア形成及び就労準備支援に関する事業
- (3) 日本人と外国人の交流促進に関する事業
- (4) 外国人材の定着支援及び職場環境改善支援事業
- (5) 海外における日本語教育及び職業教育の普及促進事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任者が選任されていない場合には、同日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録（電子メールやオンライン投票システム等）若しくはオンライン会議システムにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前2項の規定により表決した正会員は、前条第2項、次条第1項及び第49条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人1人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次の各号一の掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によ

り招集の請求があったとき。

(3)第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムをもって表決することができる。
- 3 前2項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、その年度終了後3ヶ月以内に総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

- 4 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	池田吉孝
副理事長	中村行啓
理 事	中村 安則
監 事	小島燦斗

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和10年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体）0円

(2)年会費 正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体）0円

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 アジアリンクネットワーク

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)

☑各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
		氏名			
1	理事	イケダヨシタカ		無	理事長
		池田吉孝			
2	理事	ナカムラユキヒロ		無	副理事長
		中村行啓			
3	理事	ナカムラヤスノリ		無	
		中村 安則			
4	監事	コジマヒロト		無	
		小島燦斗			
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

初年度

事業計画書

特定非営利活動法人 アジアリンクネットワーク

1 事業実施の方針

初年度の事業実施の方針は、「今後の活動の基盤づくり」。目の前のことだけを考えるのではなく、持続可能な活動にするためにも足場を固め、仲間集めや啓もう活動を重点に置いていきます。次年度以降のために基盤づくりを目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【900】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
外国人に対する日本語教育支援事業	介護福祉士試験対策を中心とした専門日本語のオンライン学習サポート、および生活基礎日本語教室の運営。週1回のオンライン講義とテキストデータの配布を行う。	通年(週1回、年間約50回)	オンライン(Zoom等)	3人(講師1、補助2)	日本国内で就労を目指す、または就労中の外国人(主に介護分野)	20人	300
外国人のキャリア形成及び就労準備支援に関する事業	履歴書の書き方、面接対策、日本のビジネスマナーや生活習慣に関するオンラインセミナー。および就労に向けた個別相談会の実施。	通年(月1回のセミナー、随時個別相談)	オンライン	2人(相談員1、事務1)	日本国内で就労を希望する外国人	30人	150
日本人と外国人の交流促進に関する事業	日本人と外国人が自然に交流し、相互理解を深めるためのイベント(文化体験、意見交換会等)の企画・開催。	年4回(四半期に1回、休日に実施)	東京都内および八王子市内の公共施設・地域センター	5人(企画運営、ボランティア)	外国人住民、および地域に居住する日本人	延べ80人(各回20人程度)	200
外国人材の定着支援及び職場環境改善支援事業	既に就労している外国人を対象としたオンライン生活・労働相談窓口(SNS等)の開設。孤立を防ぐための定期的な情報発信とフォローアップ。	通年(週3日、指定の曜日に窓口を開設)	オンライン(LINE、メール等)	2人(相談員)	日本国内の企業・介護施設等で就労中の外国人	50人	150
海外における日本語教育及び職業教育の普及促進事業	将来日本での就労を目指す海外在住の外国人に対し、日本の生活環境や基礎的な日本語に関する情報を提供するオンライン説明会の実施や動画配信。	年2回のオンライン説明会、および通年で動画配信	オンライン(海外へ向けた発信)	2人(動画作成、配信管理)	日本での就労を検討している海外在住の外国人	100人	100

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人 アジアリンクネットワーク

1 事業実施の方針

初年度の実績と課題を踏まえ、事業内容の拡充と組織体制の強化を図ります。賛同者との連携を深め、当法人の目的達成に向けた活動を本格化させます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【900】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
外国人に対する日本語教育支援事業	介護福祉士試験対策を中心とした専門日本語のオンライン学習サポート、および生活基礎日本語教室の運営。週1回のオンライン講義とテキストデータの配布を行う。	通年(週1回、年間約50回)	オンライン(Zoom等)	3人(講師1、補助2)	日本国内で就労を目指す、または就労中の外国人(主に介護分野)	20人	300
外国人のキャリア形成及び就労準備支援に関する事業	履歴書の書き方、面接対策、日本のビジネスマナーや生活習慣に関するオンラインセミナー。および就労に向けた個別相談会の実施。	通年(月1回のセミナー、随時個別相談)	オンライン	2人(相談員1、事務1)	日本国内で就労を希望する外国人	30人	150
日本人と外国人の交流促進に関する事業	日本人と外国人が自然に交流し、相互理解を深めるためのイベント(文化体験、意見交換会等)の企画・開催。	年4回(四半期に1回、休日に実施)	東京都内および八王子市内の公共施設・地域センター	5人(企画運営、ボランティア)	外国人住民、および地域に居住する日本人	延べ80人(各回20人程度)	200
外国人材の定着支援及び職場環境改善支援事業	既に就労している外国人を対象としたオンライン生活・労働相談窓口(SNS等)の開設。孤立を防ぐための定期的な情報発信とフォローアップ。	通年(週3日、指定の曜日に窓口を開設)	オンライン(LINE、メール等)	2人(相談員)	日本国内の企業・介護施設等で就労中の外国人	50人	150
海外における日本語教育及び職業教育の普及促進事業	将来日本での就労を目指す海外在住の外国人に対し、日本の生活環境や基礎的な日本語に関する情報を提供するオンライン説明会の実施や動画配信。	年2回のオンライン説明会、および通年での動画配信	オンライン(海外へ向けた発信)	2人(動画作成、配信管理)	日本での就労を検討している海外在住の外国人	100人	100

令和8年度 特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

設立日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 アジアリンクネットワーク

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		1,200,000
外国人に対する日本語教育支援事業	500,000	
外国人のキャリア形成及び就労準備支援に関する事業	250,000	
日本人と外国人の交流促進に関する事業	150,000	
外国人材の定着支援及び職場環境改善支援事業	150,000	
海外における日本語教育及び職業教育の普及促進事業	150,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		1,200,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		600,000
会議費	100,000	
旅費交通費	100,000	
印刷製本費	100,000	
消耗品	300,000	
事業費計		600,000
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		300,000
消耗品費	100,000	
通信運搬費	100,000	
旅費交通費	100,000	
管理費計		300,000
経常費用計		900,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		300,000
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③		300,000
法人税、住民税及び事業税・・・④	70,000	
設立時正味財産額・・・⑤	0	
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤		230,000

令和9年度 特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 アジアリンクネットワーク

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		0
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		0
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		1,200,000
外国人に対する日本語教育支援事業	500,000	
外国人のキャリア形成及び就労準備支援に関する事業	250,000	
日本人と外国人の交流促進に関する事業	150,000	
外国人材の定着支援及び職場環境改善支援事業	150,000	
海外における日本語教育及び職業教育の普及促進事業	150,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		1,200,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		600,000
会議費	100,000	
旅費交通費	100,000	
印刷製本費	100,000	
消耗品	300,000	
事業費計		600,000
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		400,000
消耗品費	100,000	
通信運搬費	100,000	
旅費交通費	100,000	
管理費計		400,000
経常費用計		1,000,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		200,000
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③		200,000
法人税、住民税及び事業税・・・④	70,000	
前期繰越正味財産額・・・⑤	230,000	
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		360,000

特定非営利活動法人 アジアリンクネットワーク 設立趣旨書

近年、日本では外国人労働者の受け入れが増加しており、介護業界をはじめ多くの分野で外国人材が重要な役割を担っています。しかしながら、日本で真面目に働く外国人の中には、日本人との交流機会が少なく、孤立してしまうケースや、日本語学習・資格取得に関する支援不足に悩む方も多く存在しています。

特に介護分野では、高い専門性や日本語能力が求められる一方で、外国人が安心して学び、相談できる環境が十分に整っているとは言えません。

また、日本人側においても、外国人との関わり方や相互理解の機会が少ないことから、地域社会の中で十分な共生が進んでいない現状があります。

このような背景から、当法人は、日本で真面目に働く外国人を対象に、日本語教育支援、介護福祉士試験対策支援、生活相談支援、交流イベント等を実施し、日本人と外国人が自然に交流し、互いに理解し合える環境づくりを目的として設立するものです。

活動は主にオンラインを中心に行いながら、東京都内において交流イベント等を開催し、地域社会とのつながりを深めてまいります。

本法人の活動を通じて、外国人が安心して日本で生活・就労できる環境を整えるとともに、日本人と外国人が自然に共生できる社会の実現に寄与することを目指します。

申請に至るまでの経緯

設立者はこれまで、外国人材の就労支援や日本語教育支援に関わる中で、日本で真面目に働いている外国人が、日本人との交流機会が少なく、孤立してしまう現状を感じてきました。特に、学習面や生活面で不安を抱えながら生活している外国人も多く、安心して相談できる環境や交流の場の必要性を強く感じるようになりました。

そこで、日本語教育支援、介護福祉士試験対策、交流イベント等を通じて、日本人と外国人が自然に交流し、共生できる社会づくりに貢献したいと考え、本法人の設立を決意しました。

令和8年4月18日

設立代表者

氏名 池田吉孝